

「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定で持続可能な取引の好機にしましょう！

適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

- ☑ 受注者が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力すること

受注者から提出された適正な工期による見積りを尊重してください

- ☑ 工期延長等の契約条件変更等について受発注者間で協議すること

契約工期での施工が困難な場合など、適切に変更協議に応じてください

- ☑ 契約締結において安全と健康確保に必要な経費を確保すること

- ☑ 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁に対応すること

詳しくはこちら⇒

適正工期確保ガイドブック



【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

(一社)長野県建設業協会
(一社)長野県建築士事務所協会
(一社)長野県空調衛生設備業協会
(一社)長野県経営者協会
(一社)長野県商工会議所連合会
(一社)長野県労働基準協会連合会
長野県建設部 関東地方整備局

(公社)長野県建築士会
(一社)長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野労働局

「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

工事を受注する建設企業

② 労働基準法の
時間外労働規制に
違反した場合

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を
公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。 (※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

